

有料老人ホームうめの小町 指定特定施設入居者生活介護運営規程

第1条 株式会社中川メディカルが開設する、指定特定施設入居者生活介護事業所「有料老人ホームうめの小町」（以下「事業所」という。）が実施する指定特定施設入居者生活介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要介護状態にある者（以下「要介護者」という。）に対し、適正な指定特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 指定特定施設入居者生活介護の従業者は、特定施設サービス計画に基づき、利用者が当該施設において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をを行う。

- 2 安定的かつ継続的な事業運営に努める。
- 3 指定特定施設入居者生活介護の実施にあたっては、居宅介護支援事業者、その他保健医療サービス又は、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 5 指定特定施設入居者生活介護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（名称及び所在地）

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 有料老人ホームうめの小町
- 二 所在地 松山市南梅本町甲 50番地2

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第5条 従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤 1名）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 生活相談員 1名（常勤 1名）
生活相談員は、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の助言を行う。
- 三 看護職員 2名（常勤 2名）
介護職員 20名（常勤専従 9名、常勤兼務 2名、非常勤専従 9名）

看護職員は、利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。

介護職員は、心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な介護を行う。

四 機能訓練指導員 1名（常勤 1名）

機能訓練指導員は、利用者の心身の状況等を踏まえて、必要に応じ日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

五 計画作成担当者 介護支援専門員 1名（常勤兼務 1名・介護職と兼務）

計画作成担当者は、利用者の心身の状況等を踏まえて、特定施設サービス計画を作成する。

六 事務職員 2名（非常勤 2名）

必要な事務を行う。

（入居定員及び居室数）

第6条 指定特定施設の入居定員及び居室数は、次のとおりとする。

一 入居定員 32名

二 居室数 32室（全室個室）

（指定特定施設入居者生活介護の内容）

第7条 特定施設入居者生活介護は、要介護者を対象に、要介護者3人に1人以上の介護職員又は看護職員を配置し、夜間は夜勤者をおき、要介護者的心身の状態を踏まえて次のような介護サービスを提供する。

一 入浴、排泄、食事、外出介助等の身体介護

二 療養上の世話

三 日常活動動作の訓練、健康チェック

四 その他、日常生活上の世話

（利用料その他の費用の額）

第8条 指定特定施設入居者生活介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定特定施設入居者生活介護が法定受領サービスであるときは、その負担割合に応じた金額とする。

2 日常生活においても通常必要となるものに係わる費用であって、その利用者に負担させることが適當と認められる費用は以下のとおりとする。

一 理美容代 実費

二 おむつ代 実費

三 その他日用品費 実費

3 前項の支払を受ける場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対して文書で説明した上で、支払に同意する文書に署名（記名捺印）を受けるものとする。

(利用者が居室を移る場合の条件及び手続き)

第 9 条 各居室は、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供するための介護居室としての構造設備を兼備えた部屋となっているため、利用者が要望する場合等を除き、原則として入居後の居室移動はないものとするが、入居者に対してより適切な介護等を提供するために必要と判断される場合には、居室の移動変更を行うことがある。

2 事業所は、本条第1項により、入居者居室を移動変更する場合又は居室の住み替えにより、利用料金に重大な変更が生じる場合は、次の各号に掲げる全ての手続きをとるものとし、それぞれの手続きは書面にて確認するものとする。

- 一 事業者の指定する医師の意見を聴く。
- 二 入居者の意思を確認する。
- 三 入居者の身元引受人等の意見を聴く。
- 四 緊急やむをえない場合を除いて、一定の観察期間を設ける。

(施設の利用にあたっての留意事項)

第 10 条 施設の利用にあたっては、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書によって締結する。

2 利用者が入院治療する場合等は、適切な医療施設を紹介する。

3 利用者が使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、感染症が発生、又は蔓延しないように必要な措置を講ずる。

4 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、身体拘束その他、利用者の行動制限行わない。

(緊急時における対応方法)

第 11 条 指定特定施設入居者生活介護の提供を行っているときに、利用者の病状等が急変し、又はその他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡する等の必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第 12 条 事業所は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該計画に基づく次の業務を実施する。

- 一 消火、通報及び避難の訓練（年2回）
- 二 消防設備、施設等の点検及び整備
- 三 従業者の火気の使用又は取扱に関する監督
- 四 その他、防火管理上必要な業務
- 五 見やすい場所に掲示する

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(秘密保持等)

第 13 条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族等に関する秘密を保持する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 その他、事業所が保有する利用者等に関する個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び厚生労働省が策定したガイドラインを遵守し、これらに沿って適切な取扱に努めるものとする。

(苦情処理)

第 14 条 管理者は、提供した指定特定施設入居者生活介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第 15 条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理等)

第 16 条 事業所は、入居者の使用する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所において、食中毒及び感染症が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(虐待防止に関する事項)

第 17 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができ

るものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第18条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(業務継続計画の策定等)

第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(協力医療機関等)

第20条 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。

2 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第21条 事業所は、全ての特定施設入居者生活介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者そ

の他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

一 採用時研修 採用後 2ヶ月以内

二 継続研修 年 2回

- 2 事業所は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、この事業を行うため、特定施設サービス計画、サービス内容の記録、身体拘束の記録、苦情の記録、その他必要な帳簿を整備し、サービス提供が終了した日から 5年間保存するものとする。
- 4 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、株式会社中川メディカルと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 19 年 2 月 23 日より施行する。

この規程は、平成 19 年 11 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 21 年 6 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 26 年 1 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 26 年 5 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 27 年 5 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 28 年 5 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 29 年 1 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 29 年 7 月 15 日より施行する。

この規程は、平成 30 年 5 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 30 年 8 月 1 日より施行する。

この規程は、令和元年 7 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 2 年 6 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 3 年 8 月 16 日より施行する。

この規程は、令和 4 年 9 月 16 日より施行する。

この規定は、令和 5 年 3 月 16 日より施行する。